

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について

☆社会福祉法人が運営する施設等で提供するサービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です☆

☆対象サービス☆
●訪問介護●通所介護●短期入所生活介護●介護福祉施設サービス●介護予防短期入所生活介護
●定期巡回・随時対応型訪問介護看護●地域密着型通所介護●夜間対応型訪問介護●認知症対応型通所介護
●小規模多機能型居宅介護●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護●複合型サービス
●介護予防認知症対応型通所介護●介護予防小規模多機能型居宅介護
●第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業●第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業

☆対象費用は、対象サービスの介護サービス費（1割・2割または3割負担）、食費、居住費（滞在費、宿泊費）です。

☆生活保護受給者の対象費用は、居住費・滞在費のみです。

◎軽減の対象となる方は、次に該当する方です◎

軽減の対象となる方	減額割合
●世帯全員が住民税非課税で、次の①～④すべてに該当する方 <u>（世帯とは、世帯分離している場合や2世帯住宅等含む。</u> <u>また施設入所の方は、入所前の世帯とする。</u> ① 世帯全員の年間収入の合計が、1人世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること <u>（遺族年金や障害年金、仕送り等含みます）</u> ② 住民税課税者から扶養されていないこと ③ 世帯全員が下記以外の資産を有していないこと ・居住用の土地及び家屋 ・預貯金や有価証券等の額が一人世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 <u>（手持ちの現金や定期預金等も含みます。）</u> ④ 介護保険料を滞納していないこと	1/4
●上記該当者のうち、老齢福祉年金を受給されている方	1/2
●生活保護を受給されている方	全額（居住費・滞在費のみ）
●平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日または平成30年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止となった方で、廃止時点で本事業及び特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費負担のなかった方	介護サービス費・食費 1/4 居住費・滞在費 全額

※利用者負担割合が5%以下の旧措置入所者は、ユニット型個室の居住費負担を除いて対象になりません。

※利用者負担第2段階の方は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設（特養）、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスのサービス費は対象になりません。

※特別な室料、特別な食費は軽減対象になりません。

◎城陽市内の社会福祉法人による事業所（市外については各事業所等にお問い合わせください）

法人名	事業所名	サービス	対象費用
悠仁福祉会	訪問介護ステーションヴィラ城陽	訪問介護・第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業	介護サービス費
	東部デイサービスセンター	通所介護・第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	介護サービス費、食費
城陽市社会福祉協議会	訪問介護センター	訪問介護・第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業	介護サービス費
	西部デイサービスセンター	通所介護・第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業	介護サービス費、食費
城陽福祉会	訪問介護事業所ひだまり	訪問介護・第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業	介護サービス費
	通所介護事業所ひだまり	通所介護・第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業	介護サービス費、食費
	小規模多機能型居宅介護 ひだまり鍛冶塚	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	介護サービス費、食費、滞在費
	特別養護老人ホームひだまり平川	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特養）	介護サービス費、食費、居住費
	特別養護老人ホームひだまり久世	介護老人福祉施設（特養）	介護サービス費、食費、居住費
	短期入所生活介護事業所ひだまり（平川、久世）	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	介護サービス費、食費、滞在費
南山城学園	高齢者デイサービスセンターすまいる	通所介護・第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業	介護サービス費、食費
和光会	デイサービスセンター梅林園	通所介護・第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業	介護サービス費、食費
	特別養護老人ホーム梅林園	介護老人福祉施設（特養） 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	介護サービス費、食費、居住費 介護サービス費、食費、滞在費
本願寺龍谷会	特別養護老人ホームビハール本願寺	介護老人福祉施設（特養）	介護サービス費、食費、居住費
		短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	介護サービス費、食費、滞在費

（令和3年11月1日現在）

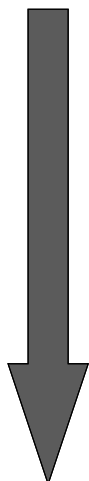
☆軽減の適用を受けるには、申請が必要です☆

サービスを受けるときに「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を提示すると、対象となる費用の1/4または1/2が減額されます。

生活保護を受給している方は居住費・滞在費の全額が減額されます。

平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日または平成30年10月1日施行の生活扶助基準改正に伴い生活保護が廃止となった方で、廃止時点で本事業及び特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費負担のなかった方は、介護サービス費（1割、2割または3割負担）・食費の1/4、居住費・滞在費の全額が減額されます。

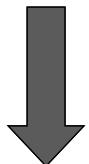
①城陽市役所高齢介護課介護保険係へ申請してください。



申請するときに必要なもの

- 社会福祉法人等利用者負担軽減対象申請書（窓口にあります）
- 介護保険被保険者証 ○健康保険証
- 預貯金通帳
- 世帯全員の個人番号（マイナンバー）を確認できる個人カード、通知カード
※通知カードの場合は、申請者分のみ身分確認書類二点が必要です。
- 世帯全員の収入や資産を確認できる書類
例）年金額振込通知書または年金額改定通知書、給与証明書または給与支払証明書、確定申告書の写し、 など
- ★生活保護受給者は社会福祉法人等利用者負担軽減対象申請書のみ提出してください。
（生活保護受給証明書の提出を求める場合があります）

②「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受けてください。



認定された方にのみ、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を交付します。
確認証の有効期限を確認し、大切に保管してください。

③サービスを利用するときには、確認証を提示してください。

サービスを利用するときこの認定証を事業者（施設）に提示することで、軽減が受けられます。

◎「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」に関するご質問等は、

下記までお問い合わせください。

城陽市役所 高齢介護課 介護保険係 電話0774-56-4043（直通）